

みんなでつくろう！  
新宿区あしたの未来

# 新宿区自治基本条例



## 新宿区自治基本条例が制定されました。

<平成23年4月1日施行>

自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

これまで区では、基本構想・総合計画に掲げる「自治の基本理念、基本原則の確立」に向けて、あしかけ4年にわたって、新宿区自治基本条例の制定に取り組んできました。

区民・議会・区（行政）の三者で構成される新宿区自治基本条例検討連絡会議から提出された条例素案をもとに区が条例案を作成し、平成22年第3回区議会定例会で可決制定されました。

# 自治基本条例に定められている内容



## 前文

前文は、新宿区の歴史や条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定にあたっての区の決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。

## 第1章 総則(第1条～第4条)

この章では、条例の目的・自治の基本理念などについて定めています。

この条例は、「人権の尊重」「区民が主役の自治の実現」「区民自治を基本とした区政の推進」を新宿区の自治の基本理念に定め、この基本理念に基づいて区政運営の原則及び区民、議会、区長の責務等を定め、新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的としています。

また、本条例における区民の定義は、まず、住所を有する者である住民、さらに、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体としました。

そして、この条例は、新宿区の自治の基本ルールを定める条例であることから、新宿区の最高規範として位置付けています。

第1条 (目的)  
第2条 (定義)  
第3条 (基本理念)  
第4条  
(条例の位置付け)

## 第2章 区民(第5条～第6条)

この章では、区民の権利と責務について定めています。

区民の権利として以下の4つの権利を定めています。

1 区政に関する情報を知る権利、2 公共サービスを受ける権利、3 区政に参加する権利、4 区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利

また、区民の責務として、「区民は、区内にとともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努める」ことを定めています。

第5条  
(区民の権利)  
第6条  
(区民の責務)

## 第3章 議会等(第7条～第9条)

この章では、議会の設置、議会及び議員の責務について定めています。

区民の代表機関として議会を置くことを規定し、議会の責務として以下の3つのことを定めています。

- 1 自治体運営の基本的な方針を決定(議決)し、行政運営を調査、監視すること
- 2 自治体の立法機関として政策立案、政策提言を行い、議会の活性化に努めること
- 3 議会全体として議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果たすこと

また、この章では議員の責務についても定めています。

第7条  
(議会の設置)  
第8条  
(議会の責務)  
第9条  
(議員の責務)

## 第4章 区長等(第10条～第13条)

この章では、区長の設置、区長、区の行政機関及び職員の責務について定めています。

区の代表として区長を置き、区長は区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うことを定めています。また、区の行政機関は区民に最も身近な行政機関として、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもと職務を執行すること、並びに様々な方法を用いて区政運営に関する情報を分りやすく区民に提供し、区民への説明責任を果たすことを定めています。

また、この章では職員の責務についても定めています。

第10条  
(区長の設置)  
第11条  
(区長の責務)  
第12条  
(区の行政機関の責務)  
第13条  
(職員の責務)

## 第5章 区政運営の原則(第14条)

この章では、区政運営の原則について6つの原則を定めています。

- 1 財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めること
- 2 公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めること
- 3 適切な方法で区の財政状況を公表すること
- 4 組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備すること
- 5 多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供すること
- 6 行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映すること

第14条  
(区政運営の原則)

## 第6章 情報公開及び個人情報保護(第15条～第16条)

この章では、**情報公開及び個人情報保護**について定めています

区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、区政に関する情報を積極的に公開することにより区民との共有を図ること、並びに区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理することを定めています。

第15条  
(情報公開)  
第16条  
(個人情報保護)

## 第7章 住民投票(第17条～第20条)

この章では、**住民投票**に関することについて定めています。

住民投票制度は、住民の意思を区政に直接反映するための仕組みです。

住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民投票制度を設けることとしました。

住民投票は、住民の請求、または議員の発議により、一定の要件を満たしたときは住民投票を実施することとしました。また、区長自らも、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができることとしました。さらに、区は住民投票の結果を尊重しなければならないことを定めています。

なお、住民投票の実施に関してその他必要な事項については、別の条例で定めることとしました。

第17条  
(住民投票)  
第18条  
(住民投票の実施)  
第19条  
(住民投票の実施の結果の尊重)  
第20条  
(条例への委任)

## 第8章 地域自治(第21条)

この章では、**地域自治**に関することについて定めています。

地域自治は、地域特性を踏まえた住民の自治を尊重しながら、さらに個性豊かで魅力ある地域づくりを、区民が参加できる仕組みの中で進めていくことを定めています。

なお、地域の区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、区民・議会・区で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めることとしました。

第21条  
(地域自治)

## 第9章 子どもの権利等(第22条)

この章では、**子どもの権利**に関することについて定めています。

子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障されることを定めています。

第22条  
(子どもの権利等)

## 第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等(第23条～第24条)

この章では、**国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力**に関することについて定めています。

国、他の自治体及び様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むこと、及び国際社会との相互理解及び協調に努めることを定めています。

第23条  
(国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力)  
第24条  
(国際社会との関係)

## 第11章 条例の見直し等(第25条)

この章では、**条例の見直し**に関することについて定めています。

この条例は新宿区の最高規範であるとともに、条例の基本理念に照らして社会の変化に対応するため常に進化する条例です。自治のあり方は、関連する諸制度や、社会経済情勢の変化などに対応していかなければなりません。そうしたことから、区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度を区民・議会とともに検証し、必要な措置を講ずることを定めています。

第25条  
(条例の見直し等)



# 新宿区自治基本条例

(平成22年新宿区条例第43号)

## 目次

前文

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 区民（第5条・第6条）

第3章 議会等（第7条～第9条）

第4章 区長等（第10条～第13条）

第5章 区政運営の原則（第14条）

第6章 情報公開及び個人情報保護（第15条・第16条）

第7章 住民投票（第17条～第20条）

第8章 地域自治（第21条）

第9章 子どもの権利等（第22条）

第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等  
（第23条・第24条）

第11章 条例の見直し等（第25条）

## 前文

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の3区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。

私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会（以下「議会」という。）及び新宿区長（以下「区長」という。）の責務等について定め、もって新宿区（以下「区」という。）の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。
- (2) 公共サービス 公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第2条に規定する公共サービスをいう。
- (3) 区の行政機関 区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会及び新宿区監査委員をいう。
- (4) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職にある者及び同条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）で区に勤務するもの





イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

#### (基本理念)

第3条 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にす  
る区政を行う。

2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、  
自治の担い手として地域の課題を解決するものとす  
る。

3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、  
確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政  
を推進する。

#### (条例の位置付け)

第4条 区は、この条例を区における最高規範とし、  
他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、  
この条例との整合性を図るものとする。

## 第2章 区民

### (区民の権利)

第5条 区民は、区政に関する情報を知る権利を有す  
る。

2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。

3 区民は、区政に参加する権利を有する。

4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり  
学ぶ権利を有する。

### (区民の責務)

第6条 区民は、区内にともに生きるものとして、互  
いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出  
に努めるものとする。

## 第3章 議会等

### (議会の設置)

第7条 区に区民の代表機関として、議会を置く。

### (議会の責務)

第8条 議会は、区民の代表機関として、区民の意思  
が的確に区政に反映されるよう議決権を行使すると  
ともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監  
視するものとする。

2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策  
立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努める  
ものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、  
その説明責任を果たすものとする。

### (議員の責務)

第9条 議会の議員(以下「議員」という。)は、区民  
の代表としてその権限及び責任を自覚して行動する  
ものとする。

2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を  
遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。

## 第4章 区長等

### (区長の設置)

第10条 区に区の代表として、区長を置く。

### (区長の責務)

第11条 区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な  
区政運営を行うものとする。

### (区の行政機関の責務)

第12条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関  
として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断  
及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関  
する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民へ  
の説明責任を果たすものとする。

### (職員の責務)

第13条 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区  
の自治の実現に努めるものとする。

2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員である  
ことを自覚するとともに、別に定める公益保護及び  
職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守  
し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能  
の向上に努めるものとする。

## 第5章 区政運営の原則

### (区政運営の原則)

第14条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤  
の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立っ  
て、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努め  
るものとする。

2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の  
基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を  
定めるものとする。

3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するも  
のとする。

4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体  
として行政機能を発揮するよう組織を整備するもの  
とする。

5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を



把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。

- 6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

## 第6章 情報公開及び個人情報保護 (情報公開)

第15条 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

### (個人情報保護)

第16条 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

## 第7章 住民投票

### (住民投票)

第17条 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度（以下「住民投票」という。）を設ける。

- 2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものとする。

### (住民投票の実施)

第18条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

- (1) 前条第1項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。
  - (2) 前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

### (住民投票の実施の結果の尊重)

第19条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

### (条例への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第8章 地域自治

### (地域自治)

第21条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

- 2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。
- 4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

## 第9章 子どもの権利等

### (子どもの権利等)

第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

## 第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

### (国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力)

第23条 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

### (国際社会との関係)

第24条 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

## 第11章 条例の見直し等

### (条例の見直し等)

第25条 区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 新宿区自治基本条例制定までの流れ

H19.5～  
自治・地方分権  
特別委員会設置

- 区議会に、自治・地方分権特別委員会及び自治基本条例検討小委員会を設置

H19.11.  
検討連絡会議を設置

- 区長と区議会議長が自治基本条例制定に向けた協議を締結し、区（行政）と区議会が、自治基本条例の検討を行うための（仮称）新宿区自治基本条例検討連絡会議（以下「検討連絡会議」という。）を共同設置

H20.5～  
懇談会の開催と区  
民検討委員の公募

- 自治基本条例制定に向けて取組むことと公募委員の募集についての周知を図るため（仮称）新宿区自治基本条例地域懇談会の開催（平成20年5月9日から6月30日までの間に10回開催）

H20.7.  
区民検討会議の発足

- 自治基本条例の検討を行う区民検討組織として（仮称）新宿区自治基本条例区民検討会議（以下「区民検討会議」という。）の発足  
月2～3回程度の会議を開催  
学識経験者、ファシリテータのサポート

区民検討会議の開催

- 区民検討会議は発足（平成20年7月）から条例制定までに56回の会議を開催

H21.2.  
区民検討会議から6名  
が検討連絡会議に参加

- 検討連絡会議に参加する区民代表委員6名を選出
- 区民、議会、区（行政）の三者による検討連絡会議を開催  
三者それぞれから提示された案をもとに条例骨子案を検討

H22.1.30  
中間報告会開催

- これまでの検討連絡会議の検討内容などを報告し、区民の方々との意見交換

H22.7  
検討連絡会議が  
条例骨子案作成

- 検討連絡会議において三者案をもとに議論を重ね条例骨子案に取りまとめる

H22.6～8  
区民アンケート、区民  
討議会、地域懇談会、  
パブリック・コメントの  
実施

- 平成22年6月4日～6月25日 区民アンケートの実施
- 平成22年6月19日～20日 区民討議会の開催
- 平成22年8月3日・5日・7日 地域懇談会を3回開催
- 平成22年7月14日～8月11日 パブリック・コメントの実施

H22.8.26  
検討連絡会議から区長及  
び区議会議長に条例素案  
を提出

- 検討連絡会議が条例骨子案をもとに、区民アンケート、区民討議会、地域懇談会、パブリック・コメントなどを実施し、条例素案に取りまとめる（素案の作成までに検討連絡会議を40回開催）

区が条例素案をもとに  
条例案を作成し区議会  
に議案を提出

- 条例素案をもとに区が条例案を作成し、平成22年第3回区議会定例会に議案を提出

自治基本条例  
の制定

- 平成22年10月14日の本会議で賛成多数で可決し、条例制定

あした  
みんなでつくろう! 新宿区の未来  
新宿区自治基本条例

■発行日：平成22年11月

■編集・発行：新宿区総合政策部企画政策課  
新宿区歌舞伎町1-4-1  
TEL03-5273-3502（直通）

印刷作成番号 2010-12-2101